

外国人介護人材獲得強化事業に係るQ & A

外国人介護人材獲得強化事業について、想定されるQ & Aをまとめましたので、申請の際は必ず御確認ください。

【事前協議に関すること】

Q：事前協議に申請すれば必ず補助の対象となるのか。

A：事前協議に申請したからといって必ず補助対象になると限りません。予算に限りがあるため、事前協議書類を審査し、補助対象となる事業者を決定します。

Q：補助基準額は50万円とあるが、1法人あたりの金額になるのか。

A：1法人あたり50万円の補助基準額となります。

Q：事前協議の申請ができる対象施設はどこになるのか。

A：静岡県内で、外国人介護人材を受け入れる(予定を含む)介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護事業所を運営する法人です。

Q：補助対象期間はいつからいつまでか。

A：交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月末日までとなります。

Q：静岡県に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるのか。

A：静岡県内事業所のための採用活動である場合は対象となります。

Q：今回の補助金を活用した場合、必ず採用につなげなければならないのか。採用できなければ補助金は出ないのか。

A：採用計画に基づき現地で活動をした場合は、補助金の対象となりますが、採用に繋がらなかった場合は、その理由等も含めて報告をお願いします。

Q：現地の生活・文化・風習等の事前調査として、現地の施設を見学する内容は対象になるのか。

A：一般的に観光場所として訪問される場所は対象となりません。

【対象経費について】

Q：外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるのか。

A：対象となりません。

Q：監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるのか。

A：対象となりません。

Q：給料は、どのようなものが該当するか。

A：法人が、現地の外国人介護人材の獲得を強化するために、臨時職員等を雇用し、当該職員が本事業に従事することによって生じる部分の賃金が対象となります。

Q：職員手当について、海外出張手当等を含んでよいか。

A：法人において、海外出張にかかる手当支給の規定が明確にある場合のみ対象とします。

Q：渡航費用等、一旦渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書はどうしたらよいか。

A：渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と法人が渡航者に支払った証明

書を併せて御提出ください。

Q：空港までの国内移動にかかる費用は対象となるか。

A：現地を訪問するにあたり空港までの国内移動費については、その必要性を説明の上、安価な経路を優先してください。

Q：補助対象となる旅客運賃の座席のクラスはなにか。

A：補助対象は、エコノミークラス（当該便の最下級の旅客運賃）となります。

ビジネスクラスの利用自体は、法人の判断として構いませんが、ビジネスクラスを利用した場合は当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）の根拠資料も併せて御提出をお願いします。

【その他】

Q：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

A：現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してください。
また、支払時の為替レートがわかる書類を併せて御提出ください。

Q：現地で領収書をもらえなかったため、支払証明書類の提出ができない場合はどうすればよいか。

A：支払証明書類が提出できない場合は、経費として認められません。

Q：現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいか。

A：例としては説明会を開催したのであればチラシやポスター、参加人数等説明会の実績、大学の訪問等であれば訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記されたもの（内容までは必要ありません）、現地訪問先での写真等が想定されます。現地を訪問した際のあくまで例となりますので適宜御相談ください。